

働く人たちのために

(1)中小企業・経営

中小企業融資制度

中小企業の運営の基礎となる金融の円滑化を図るため融資制度があります。

対象 町内で1年以上引き続き同一事業を営み、町税を滞納していない中小企業の方。
(娯楽関係等の不急業種を除く)

融資条件			保証料補給	融資利率 年利(%)	取扱金融機関
短期資金	1,000万円以内	1年以下	保証料の2分の1	金融機関と協議して定めた利率による	北洋銀行、釧路信用組合、大地みらい信用金庫、北海道銀行
長期資金	1,500万円以内	1年超7年以下			

※平成26年度は融資初年度保証料の全額補助を実施(2年目以降は半額補助)

空き地空き店舗等活用事業補助金

町が定めた用途地域内で空き地・空き店舗を活用して新規起業する企業・個人に対し、開業資金の一部を補助します。

対象

- ①本町在住で、満20歳以上の方
 - ②町税等の滞納がない方
 - ③中標津町商工会の会員となる方
- ※遊興飲食業や起業の形態等によっては、補助の対象とならない場合があります。

補助額

- ①用途地域の商業地域で起業する方
～対象経費の2分の1以内で50万円を限度
- ②用途地域の商業地域以外で起業する方
～対象経費の3分の1以内で25万円を限度

産業振興奨励金

本町における産業の振興を促進するため、企業の新設または増設する方に対し援助します。

対象

- ①工場（物の製造または加工を行う施設）
投資額5,000万円以上 従業員10人以上
- ②観光施設（宿泊施設、遊園地及びこれに類する施設で、本町の観光の振興に必要と認められる施設）
投資額1億円以上 従業員10人以上
- ③特産品開発施設（地域特産品の開発等地域活性化に寄与すると認められる施設）
投資額1,000万円以上 従業員5人以上

④その他の施設（①～③に掲げるもののほか、本町の産業振興上特に必要と認められる施設）

投資額5,000万円以上 従業員10人以上

補助額

- ・固定資産税相当額の25%の範囲内で3年間補助

中小企業応援事業補助金

町内の企業を対象に店舗や設備等を改修する費用の一部を補助します。

対象

- ①本町在住で、満20歳以上の方
- ②町税等の滞納がない方
- ③町内で同一事業を5年以上営んでいるもの
- ④中標津町商工会会員の方
- ⑤補助対象経費300万円以上

※遊興飲食業等業種の形態によっては、補助の対象とならない場合があります。

補助額

- ①都市計画地域内～30万円
- ②都市計画区域外～20万円



その他

北海道商工金融課、根室振興局商工労働観光課、北海道中小企業総合支援センター、他の融資制度があります。

経済部経済振興課
商工労働係

教育と文化・教養

(1) 教育と学校

教育委員会のしくみとしごと

教育委員会は5人の委員からなる合議制の執行機関で、学校教育、社会教育をはじめ教育全般にわたる仕事をしています。また、町立の幼稚園や小・中学校、農業高等学校、総合文化会館、交流センター、郷土館、体育館、武道館、プール、野球場、テニスコート、運動公園、学校給食センター等教育機関の管理・運営(文化・スポーツ施設は指定管理者による管理・運営)を行っています。

児童・生徒の転入学

新入学児童（満6歳）のいる家庭には1月に入学日と学校を指定した入学通知書を教育委員会から送ります。中学校の入学も同じです。小学校の就学児健康診断は10月に実施します。

小・中学校に在学している児童・生徒の所在地に変更があったときは、その保護者（親権者または後見人の場合も同じ）は、次の手続きが必要です。

- ①転校したい旨、現在在籍している学校に申し出てください。
- ②在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。
- ③新住所地の市区役所・町村役場で住民登録をし、教育委員会で転入証明の交付を受けてください。
- ④転校（就学）を指定された学校に行き、②の書類と転入証明を提出して転校手続きを行ってください。

なお、何らかの事情で決められた期限までに住民登録が出来ない場合、または指定された学校に就学できないなどの場合は、新住所地の教育委員会に相談してください。

小・中学生の学費の援助

1. 経済的理由によって就学困難な小・中学校の児童生徒に対して、就学を援助するため保護者に次に掲げる項目のものが給与されます。

- ①学用品費等 ②体育実技用具費③修学

旅行費 ④新入学児童生徒学用品費 ⑤学校給食費

<就学困難な児童生徒とは>

準要保護児童生徒（生活保護法の適用を受ける程度に困窮していると認められる保護者の児童生徒）をいい、これに該当するかしないかは教育委員会が認定します。

2. 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に段階に分け次に掲げる項目のものが給与されます。

- ①学用品費等 ②体育実技用具費 ③修学旅行費 ④新入学児童生徒学用品費等 ⑤学校給食費

私立幼稚園の就園奨励補助

私立幼稚園が、当該幼稚園に在園する3歳以上の園児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合で、次に該当する世帯に限度額の範囲内において補助しています。

補助該当世帯

- ①当該年度に納入すべき町民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護適用世帯
- ②当該年度に納入すべき町民税の所得割が非課税となる世帯
- ③当該年度に納入すべき町民税の所得割課税の額が一定額以下となる世帯（世帯構成中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とします）
- ④幼稚園及び小学校1年生から3年生に兄又は姉がいる第2子以降が就園する世帯

中途入退園した場合の措置

- ①中途入園した場合は、その月から補助します。
- ②中途退園した場合は、その月まで補助します。

教育委員会
学校教育課学務係

進学のための奨学金

中標津町育英資金

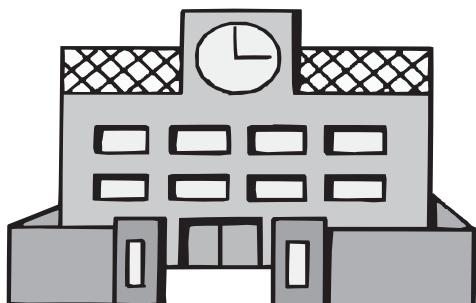
当町では、高校・短大・大学等に進学する生徒・学生に対し入学一時金・修学資金を貸し付けています。

教育委員会
管理課総務係

中標津農業高等学校通学費補助

中標津農業高等学校へ路線バス若しくはご家庭の自家用車で通学する生徒に対し、通学費補助を行っています。

教育委員会
農業高等学校事務係



町内の学校（小・中・高）

学校名	電話番号	学校名	電話番号
中標津小学校	72-2565	西竹小学校	73-7247
中標津東小学校	72-3314	中標津中学校	72-2626
俵橋小学校	73-3869	計根別中学校	78-2052
計根別小学校	78-2062	広陵中学校	73-3161
丸山小学校	73-4411	北海道中標津農業高等学校	78-2053
開陽小学校	74-2101	北海道中標津高等学校	72-2059
武佐小学校	74-2004	北海道中標津高等養護学校	72-6700

町内の幼稚園

幼稚園名	電話番号	幼稚園名	電話番号
町立計根別幼稚園	78-2336	中標津ひかり幼稚園	72-3375
中標津愛光幼稚園	72-3160	中標津第2ひかり幼稚園	72-9243
中標津カトリック幼稚園	72-3120		



(2)文化・教養・余暇

文化・教養施設

中標津町総合文化会館「しるべっと」

平成7年7月1日に開館した文化会館・公民館・図書館の3つの機能を持つ複合施設で、芸術、文化の振興、生涯学習の推進を目的にしています。街のほぼ中央にあり、買い物や散歩の途中に気軽に立ち寄り、くつろぎながら各種情報に接することができます。また、広々とした日当たりの良い町民ホールは、憩いの場として利用されています。さまざまな分野の90以上の団体が「しるべっと」を拠点に常時活動しています。「しるべっと学園」等、各種講座も開催。1,010席の固定席を持つ大ホール（しるべっとホール）では、音楽や演劇を中心にイベントが開催され、広い地域から鑑賞者を集めています。

愛称である「しるべっと」とは、知ることの重要性と中標津町の「標（しるべ）」が道案内や導きの意味を持つことから「知るべ」を強調し、「知るべ」の地点「スポット」との複合語として公募により名付けられました。

※毎月、各戸に配布される「生涯学習情報紙（らいふまっぷ）」の中に「生涯学習・文化芸術情報」として様々な情報を掲載しています。

（一財）中標津町文化スポーツ 振興財団

当町における文化・スポーツの普及振興のために必要な事業を行い、住民の文化及び体育の向上と、広く北海道の文化・スポーツの振興に寄与するため、平成3年4月法人化されました。現在、約120団体が加盟し、それぞれの活動の他、各種文化事業やスポーツイベントを開催しています。特に文化事業は、住民の希望を取り入れながら年に数回招へい事業を主催し、中標津町の芸術・文化推進の大きな力となっています。

総合文化会館内
☎73-1131

学んでみたい人へ

総合文化会館、体育館、交流センター等で、常時各種講座等を開催しています。詳しくは各施設にお問い合わせください。

また、文化、スポーツ団体へのお問い合わせも各施設でお受けしています。

学校施設の開放

学校開放指定校の屋内体育館を学校教育に支障のない範囲で、団体（10人以上）を対象に平日の夜間（午後7時～午後9時30分）スポーツ活動に開放しています。

中標津中学校、広陵中学校、丸山小学校、中標津小学校、中標津東小学校を定期的に利用希望される団体は、教育委員会生涯学習課に登録申し込みをしてください。開放期間は、5月～10月（前期）、11月～2月（後期）です。

その他の学校を利用希望される場合は、利用希望日の7日前までにその都度、公立学校施設利用申請書に利用可否について学校長の意見をもらい、学校施設係に提出し許可を受けてください。

教育委員会生涯学習課
社会体育係

家庭菜園貸出制度

町民の自家製野菜の生産の場として、町有地の一部を貸し出ししている制度です。

- ・町内に居住している家庭に、1区画を有料で貸し出します。（1区画2,000円）
- ・広さは1区画が約22坪、164区画あります。
- ・春起こし、秋起こしを実施しています。
- ・毎年4月に交通町民相談係で募集します。

町民生活部生活課
交通町民相談係

